

## 未来ビジョンに掲載する事業について

第8回準備協議会で説明した「未来ビジョン」に掲載する事業案と、意見交換で出されたご意見の一部をご紹介します。

### 第8回準備協議会で説明した事業案（一部抜粋）

目標の実現にむけて、大きく3つに分けて事業を推進します。これらのエリアマネジメント事業には、今後設立予定のエリアマネジメント法人が実施するものだけでなく、下北沢駅周辺のまちづくりに関わる全ての団体がそれぞれの特徴をいかして取り組む内容も含まれています。

#### ① まちの価値創出事業

下北沢というまちの独自の魅力をさらに高めて、歩いて回遊したくなるまちにすることを目指す事業です。

1. 情報発信・ブランディング
2. 回遊性向上

#### ② 公共空間活用事業

駅前広場などの公共空間を活用し、楽しいまちにすることを旨とする事業で、今後設立予定のエリアマネジメント法人が主に進める事業です。

3. 公共空間活用
4. エリアマネジメント広告

#### ③ 快適性向上事業

まちの環境をより安全で、美しく、快適なまちにすることを旨とする事業です。

5. 地域環境維持向上

### いただいた主なご意見（一部抜粋）

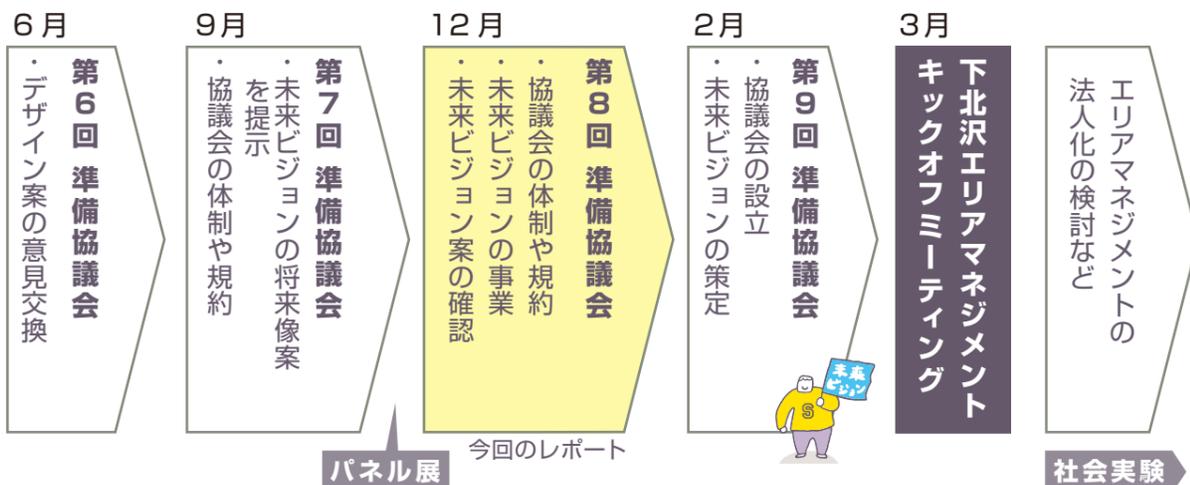
- ・事業内容についてはこれで良い。これまでの取組みを今後誰が行うか整理が必要
- ・エリマネ法人は、①～③に地域と共に取り組むが、特にエリマネ法人でなければできないのは②の事業となる

## 今後の取組

今年度はエリアマネジメントの実現に向けた検討を行い、2月に協議会の設立と未来ビジョンの策定を予定しています。

### スケジュール 2024年度

### 来年度以降



## 下北沢駅周辺エリアマネジメント準備協議会



# 活動 Report vol.7

2025.2月発行



## 「協議会」の会則や事業などについて意見交換をしました

下北沢駅周辺エリアマネジメント準備協議会の第8回では、「協議会」の会則案、会員規約案、事業案などの説明を行い、その後、グループに分かれて気づいたことや気になることなどの意見を出し合いました。

今回の頂いたご意見をもとに事務局で修正し、第9回の準備協議会で最終決定を行います。

### 開催概要

**日時** 2024年12月11日（水）18:00～20:00

**場所** 北沢タウンホール4階 活動フロア

#### 参加者

- ・下北沢一番街商店街振興組合
  - ・しもきた商店街振興組合
  - ・下北沢南口商店街振興組合
  - ・代沢通り共栄会
  - ・北沢2丁目協和会
  - ・I LOVE 下北沢
  - ・昭和信用金庫
  - ・小田急電鉄株式会社
  - ・京王電鉄株式会社
  - ・（公財）世田谷区産業振興公社
  - ・世田谷区
- など（順不同）

#### アドバイザー

野村 剛正（中小企業診断士）

# 「協議会」の会則案等について

第8回準備協議会で説明した「協議会」の会則案と、意見交換で出されたご意見の一部をご紹介します。



## 第8回準備協議会で説明した案（一部抜粋）

「協議会（情報共有・協議の場）」と、「エリアマネジメント法人（実行組織）」の設立をめざします。

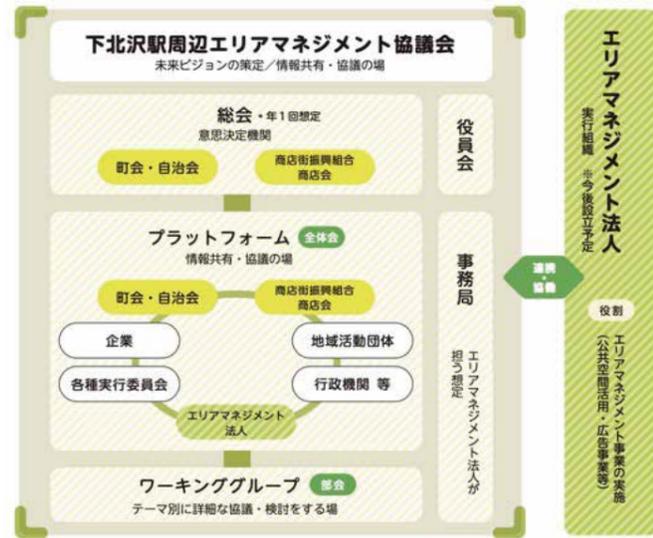
### <協議会の体制の考え方>

協議会は、下北沢駅周辺に関わる多様な団体が参加するプラットフォームとして、情報共有や協議をする場とします。

未来ビジョンの策定など、重要な事項の決定は、町会・自治会、商店街振興組合・商店会で構成される総会で行うこととします。

### <協議会の会員構成の案>

地域密着の協議会として、地域に関わる多様な団体が会員になれるようにします。



### 【協議会の会則案：会員・会費】

- 会員
  - ・協議会の目的、活動内容に賛同し、協議会に運営に協力するもので、以下の表のいずれかの要件を満たしている法人又は団体（任意団体を含む）
- 会費
  - ・会員は、次の年会費を納入しなければならない。

地域会員	対象エリア内の町会・自治会、商店街振興組合・商店会 会費：10,000円
団体会員	協議会役員から入会を推薦され、役員会の承認が得られた対象エリア内で活動している法人又は団体 会費：5,000円
特別会員	対象エリアに係る行政機関等 会費：無し

#### ※協議会の会費に関する検討

・当初は、商店街振興組合・商店会や町会・自治会でも会費がある中で、協議会でも会費を設けるのは難しいという考え方でした。しかし、一方で会費を設定した方が責任感のある参加を得られるというメリットがあるとの指摘があり、会費を設けることにしました。

### 【協議会の会則案：総会】

- 総会の構成
  - ・意思決定機関として総会を置く
  - ・総会は、すべての地域会員をもって構成する
  - ・地域会員の過半数の出席をもって成立する
  - ・総会の議長は、会長がこれに当たる
- 総会の議決事項
  - ・総会は、次の事項について決議する
    - 活動計画及び予算
    - 前年度の活動報告及び決算
    - 会員の除名
    - 役員を選出
    - 未来ビジョンの改定
    - 本会則の変更
    - その他運営に関する重要な事項
- 総会の議決権
  - ・総会における議決権は、地域会員 1 団体につき 1 票とする
  - ・出席した地域会員の過半数の承認をもって可決
- 特別決議
  - ・次の決議は、総地域会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって可決
    - 会員の除名
    - 未来ビジョンの改定
    - 本会則の変更

## 第8回準備協議会で説明した案（一部抜粋）

### 【協議会の会則案：役員】

- 役員
  - ・会長 1 名 / 副会長 2 名以上
  - ・会計 1 名 / 監事 1 名～2 名
- 役員の職務
  - ・会長は、協議会を代表し、運営を総括する。役員会は会長が招集する
  - ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
  - ・会計は、協議会の会計を担当する
  - ・監事は、協議会の会計について監査する
- 役員を選出
  - ・役員は、地域会員である商店街振興組合・商店会、町会・自治会から選出する。ただし、監事はこれに限らない。
- 役員の任期
  - ・2 年間、再任は妨げない



### 【協議会の会則案：役員会】

- 役員会
  - ・役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する
  - ・役員（監事を除く）の過半数の出席をもって成立する
  - ・役員会の議長は、会長がこれに当たる
  - ・監事は、役員会に出席し、意見を述べる事ができる
- 役員会の開催頻度
  - ・役員会は会計年度のうちに 3 回以上開催しなければならない
- 役員会の議決権
  - ・役員会における議決権は、役員 1 人につき 1 票とする
  - ・出席役員（監事を除く）の過半数の承認を持って可決
- 役員会の権限
  - ・役員会は、次の職務を行う
    - 総会の招集
    - 総会で決議・承認を求める事項に関すること。
    - 総会で決議された事項の執行に関すること。
    - プラットフォームの招集
    - 会員の入会の承認
    - ワーキンググループの設置
    - 事務局の設置
    - アドバイザーの設置
    - その他協議会の運営に関し必要な事項（会員規約の作成・変更など）

## いただいた主なご意見（一部抜粋）と、今後の修正の方向性

### <会則の変更点（以下の方針で事例などを参考に記載方法を検討する）>

- ・特別決議の 3 つの項目の順番を変更する。会員の除名を 3 番目にする。
- ・役員会の決議の方法について、電磁的方法や書面開催を可能とする（ただし、役員への委任は認めない）
- ・役員について、「一般役員をおくことができる」または「一般役員：若干名」というような表現を検討する。

### <会員規約の変更点>

- ・途中入会、途中退会の場合の会費の取り扱いについて
  - 入会の際も年額とし、月割はしない
  - 途中退会の場合は返金しない

### <今後の協議会設立に向けて>

- ・役員を決める
- ・現在の準備協議会の銀行口座の名義変更を行う方法を進める。（または新設となるが、なるべく変更で対応する）。協議会設立後の手続きとなる。

### <エリマネ法人の設立に向けての今後の宿題>

- ・協議会が法人を見守れるように、例えば今後「都市再生整備計画」を法人から世田谷区に提案するような重要な場面では、協議会も意見できるようにしたい。
- ・法人のネーミングを検討する。